

12 その他の制度

1 市立文化・体育施設の利用料の免除

利用の際にミライロIDもしくは手帳を提示してください。

施設名	本人	介護者	問合せ先
よつ葉アリーナ十勝 (帯広市総合体育館)	無 料	障 害 者 1 人 に つ き、 介 護 者 1 人 無 料	よつ葉アリーナ十勝 (☎ 22-7828)
帯広の森 (陸上競技場・体育館・アイスアリーナ・ 第二アイスアリーナ・スポーツセンター・ 市民プール・弓道場・アーチェリー場・研 修センター(トレーニング室のみ)) 明治北海道十勝オーバル (帯広の森屋内スピードスケート場)			帯広の森運動公園 (☎ 47-3236)
光南小学校屋内水泳プール			光南小学校プール (☎ 24-1235)
豊成小学校屋内水泳プール			豊成小学校プール (☎ 48-2677)
啓西小学校屋内水泳プール			啓西小学校プール (☎ 38-5012)
とかちプラザ トレーニングルーム・軽運動室・フィ ットネススタジオ			とかちプラザ (☎ 22-7890)
森の交流館・十勝			森の交流館・十勝 (☎ 34-0122)
百年記念館 常設展示室			(市) 百年記念館 (☎ 24-5352)
児童会館 展示室・プラネタリウム			(市) 児童会館 (☎ 24-2434)
動物園			(市) 動物園 (☎ 24-2437)

※個人使用の場合のみに限ります。詳しくは、各施設にお問い合わせ下さい。

2 道立美術館・観覧料の免除

ミライロIDもしくは手帳を提示すると、本人及び引率者の常設展観覧料が無料となります。特別展については、都度ご確認ください。

【問合せ先】 北海道立帯広美術館 ～ 緑ヶ丘2番地 (☎ 22-6963)

3 携帯電話基本使用料等の割引

携帯電話基本使用料等が割引になる場合があります。

写真付きの手帳を必要とする場合や、実施していない場合もありますので、各携帯電話会社にお問い合わせください。

4 NTTの電話番号案内の無料措置(ふれあい案内)

NTTの電話番号案内の無料措置には、事前のご登録が必要です。

ご登録のお申し込み、お問い合わせは、以下のフリーダイヤルへお問い合わせください。

【問合せ先】フリーダイヤル 0120-104-174

※ホームページからも、「ふれあい案内」のご登録・ご利用方法についてご覧いただけます。

東日本エリア：<https://web116.jp/phone/numguide/>

西日本エリア：<https://www.ntt-west.co.jp/csr/vibrant/contribution/welfare/service/>

5 権利擁護

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方は、自分の財産管理や福祉サービスを受けるための契約などの法律行為を自分で行うことが困難であり、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力が不十分な方々を保護し、支援するため成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度があります。

相談の窓口

法定後見等	釧路家庭裁判所 帯広支部 ～ 東8条南9丁目1番地（☎23-5157）
任意後見等	帯広公証人合同役場 ～ 西6条南6丁目3番地ソネビル3階（☎22-6789）
制度全般	帯広市成年後見支援センターみまもーる ～ 公園東町3丁目9-1 グリーンプラザ内（☎20-3225）

6 生活保護費の障害者加算

手帳を所持している方や障害年金、特別児童扶養手当、福祉手当（障害児福祉手当、特別障害者手当、経過福祉手当）、特別障害給付金を受給している方は、生活保護費の加算が受けられる場合があります。詳細については、下記相談窓口にお問い合わせください。

【問合先】 （市）生活支援第1課総務・支援係 ～ 市役所1階（☎65-4235）

7 おびひろ避難支援プラン

災害時に自力で避難することが困難な障害者や高齢者の方を地域の方々に見守っていただく体制を整え、安否確認や避難誘導などの支援をいただくものです。なお、令和6年5月に本プランを改正しました。

1. 対象者	手帳の交付を受けている方 等 ※在宅で、避難することに支障がある方が対象です。
2. 手続き方法	対象者に対し、「同意確認書」を送付しますので、必要事項を記入のうえ（市）危機対策課に郵送又は持参ください。 ※令和7年度より順次送付予定です。
3. 支援者	・「避難支援等関係者」※の協力のもと、支援者を調整します。なお、必ず支援者が確保されるとは限りません。 ・災害時は支援者の方も被災することがあります。支援者が決まった場合でも、災害時の支援が保証されるものではありません。日頃から、各ご家庭でも必要な備えをお願いします。 ※警察、消防、民生委員、社会福祉協議会、町内会、個別計画作成協議会、福祉専門職など
問合先	（市）危機対策課 ～ 市役所5階（☎65-4103）

8 保育料及び副食費の減免

市町村民税所得割課税額が77,101円未満で、世帯に障害児（者）がいる場合は、保育料及び公立保育所の副食費が減免になる場合があります。

詳しくは下記の連絡先までお問い合わせください。

問合先	（市）こども課 ～ 市役所3階（☎65-4158）
-----	---------------------------